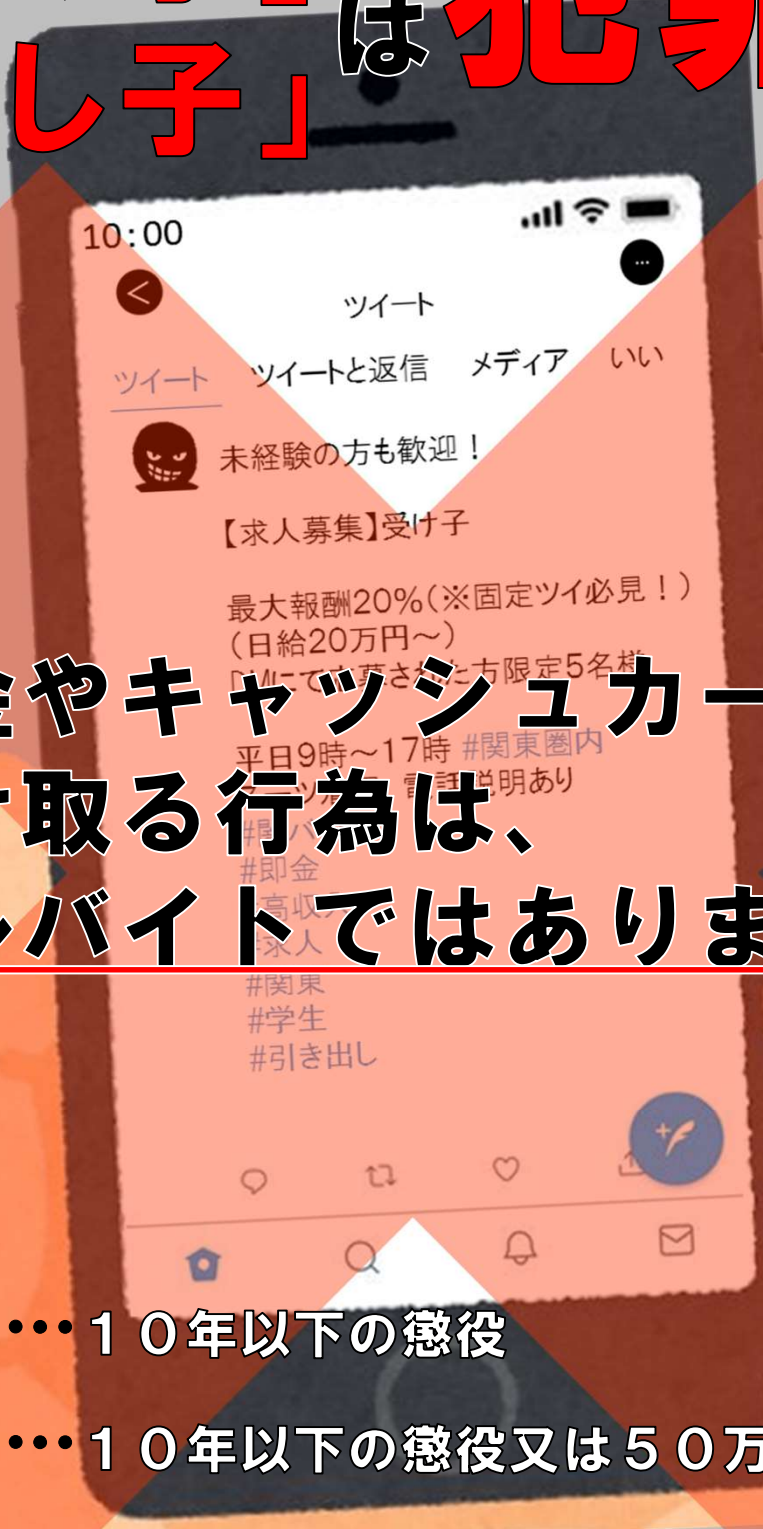


# 「受け子」「出し子」は犯罪!!

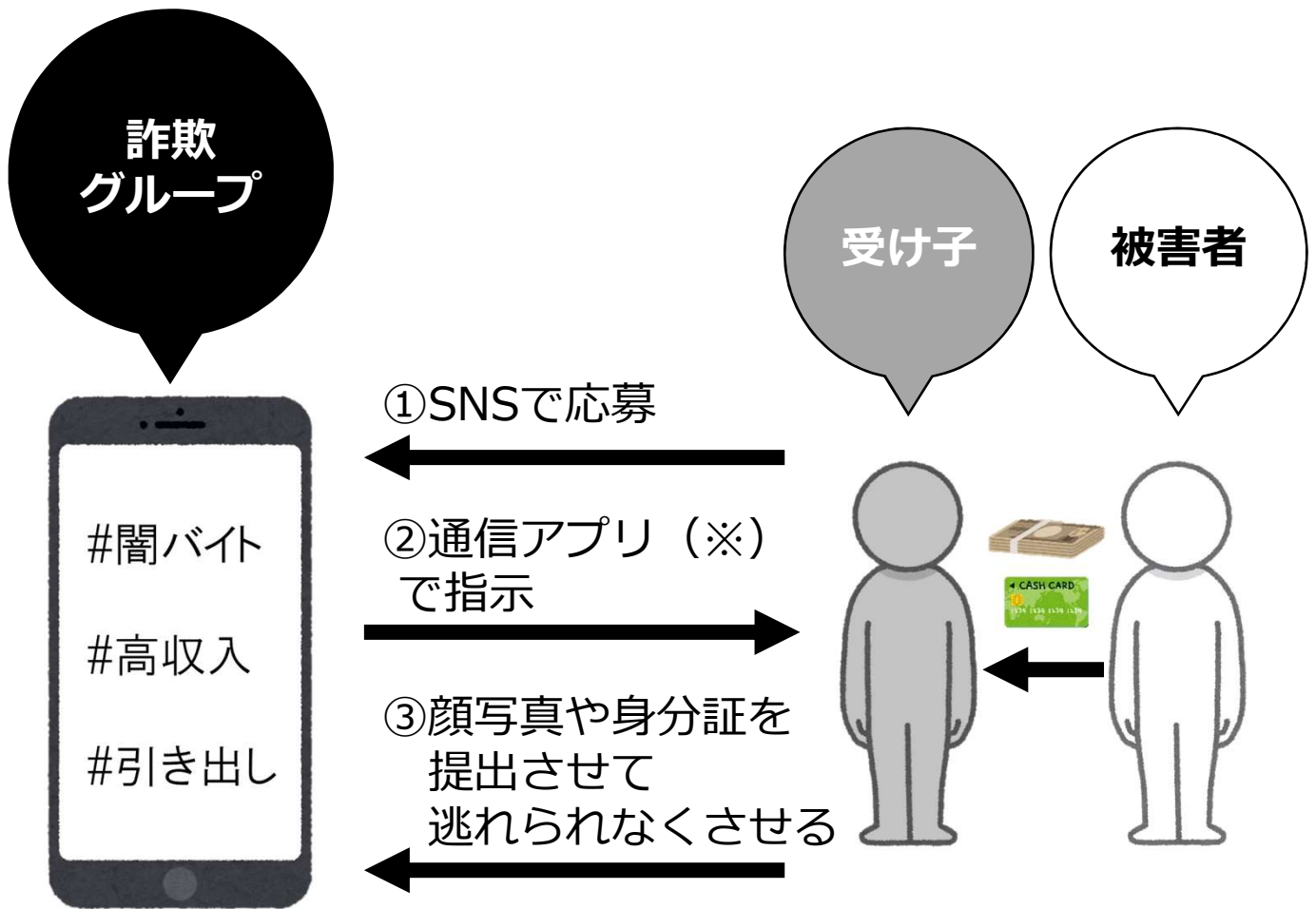


**現金やキャッシュカードを  
受け取る行為は、  
アルバイトではありません!!**

**詐欺罪**…10年以下の懲役

**窃盗罪**…10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

# 受け子の勧誘～応募（イメージ）



## ※詐欺グループによく利用される通信アプリの特徴（例）

- ・メッセージを暗号化できる
- ・一方がメッセージを削除→相手のチャット上のメッセージも削除（シークレットモード）
- ・時間設定で自動的にメッセージ削除
- ・ログアウトするとメッセージが消える
- ・同アカウントであっても別端末での閲覧不可



詐欺グループの  
連絡手段に悪用  
されている

